労働相談Ｑ＆Ａで解決！

年次有給休暇②

Ｑ　来月いっぱいで会社を辞めることになりました。退職日まで年次有給休暇を取得して出勤しないことは許されますか。

Ａ　労働者は、原則として年次有給休暇を自由に取得することができます。そのため、残りの有給休暇の日数にもよりますが、退職日まで年次有給休暇を取得して出勤しないことは可能です。

解説はこちら

○　会社は、6 か月以上勤務し、すべての労働日数の 8 割以上出勤した労働者に対して、労働日数が週 5 日以上又は労働時間が週 30 時間以上の場合は、10 日以上有給休暇を与えなければなりません（労働基準法第 39 条第 1 項）。ただし、労働日数又は労働時間がそれよりも少ない場合は、週または年間の労働日数によって異なります（労働基準法第 39 条第 3 項）。

○　有給休暇をいつ取るかは、労働者が指定できます。ただし、労働者が指定した日に年休を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合は、会社は年次有給休暇を取得する日を変更することができます（労働基準法第 39 条第 5 項）。

○　しかし、この時季変更権は、退職を控えている場合で、労働者が指定した日数分の年休を他の日に与えることができない場合は、労働者の指定どおりに年休を与えなければなりません。

○　年休の買上げを予約し、予約された日数について年休取得を認めないことは、労働基準法第 39 条第 5 項の違反となります。その一方で、時効や退職等の理由で結果的に未消化に終わった年休の日数に応じて調整的に金銭の給付を行うことは違法ではない、とされています。

どうすれば？

○　残っている年次有給休暇の日数を確認しましょう。

○　業務の引継ぎなどを考慮し、上司等と相談して、計画的に年次有給休暇を取得することをお勧めします。

お問い合わせ

○　山梨県労働委員会事務局

〒400-8501　甲府市丸の内１－６－１　　山梨県庁北別館３階

電　話　　055（223）1827

相談時間　8：30～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ＵＲＬ　　https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/